

資料

令和 3 年第 4 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 50 号	藤井寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について (附則改正)	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（附則第 2 条関係）	1
	藤井寺市消防団条例の一部改正案（附則第 3 条関係）	3
議案第 51 号	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	
	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案	6
議案第 52 号	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案	9
議案第 53 号	藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部改正について	
	藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部改正案	14
議案第 54 号	藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正案	20

議案第 50 号

藤井寺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
 (附則第2条関係)

改正後	改正前																
<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2 市の常勤の職員が<u>別表</u>に掲げる職を兼ねるときは、その兼ねる職に対する報酬は支給しない。ただし、法令の規定に基づいて任命権者が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 <u>別表</u>に規定する職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号）の例により旅費を支給する。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 市の常勤の職員が<u>別表第1</u>に掲げる職を兼ねるときは、その兼ねる職に対する報酬は支給しない。ただし、法令の規定に基づいて任命権者が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 <u>別表第1</u>に規定する職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号）の例により旅費を支給する。</p> <p>2 消防団員が、消防訓練、防火宣伝又は火災のため出動したときは、前項の規定にかかわらず、費用弁償として手当を支給する。</p> <p>3 前項の手当の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>																
別表（第2条、第4条関係）	別表第1（第2条、第4条関係）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員</td> <td style="padding: 5px;">日額 9,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生活保護嘱託医師</td> <td style="padding: 5px;">月額 74,300 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)		健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員	日額 9,500円	生活保護嘱託医師	月額 74,300 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員</td> <td style="padding: 5px;">日額 9,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">消防団団長</td> <td style="padding: 5px;">年額 160,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)		健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員	日額 9,500円	消防団団長	年額 160,000 円
区分	報酬額																
(略)																	
健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員	日額 9,500円																
生活保護嘱託医師	月額 74,300 円																
区分	報酬額																
(略)																	
健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員	日額 9,500円																
消防団団長	年額 160,000 円																

改正後	改正前	
(略)	消防団副団長	年額 109,000円
	消防団分団長	年額 71,000円
	消防団副分団長	年額 55,000円
	消防団班長	年額 47,000円
	消防団団員	年額 37,000円
	生活保護嘱託医師	月額 74,300円
(略)		
<u>別表第2 (第4条関係)</u> <u>出動手当額</u>		
区分	手当額	
消防訓練、防火宣伝及び火災出動手当	毎年度予算の範囲内の額	

○藤井寺市消防団条例(昭和40年藤井寺市条例第24号) 新旧対照表
(附則第3条関係)

改正後	改正前
<u>藤井寺市消防団の設置等に関する条例</u>	<u>藤井寺市消防団条例</u>
<u>(趣旨)</u>	<u>(目的)</u>
<u>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。</u>	<u>第1条 この条例は、消防団の設置、名称及び区域並びに、消防団員（以下「団員」という。）の定数、任免、服務等について定めることを目的とする。</u>
<u>(設置、名称及び区域)</u>	<u>(設置、名称及び区域)</u>
<u>第2条 本市に消防団を設置する。</u>	<u>第2条 本市に藤井寺市消防団（以下「消防団」という。）を設置し、区域を藤井寺市全域とする。</u>
<u>2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。</u>	<u>（定数）</u>
<u>(1) 名称 藤井寺市消防団</u>	<u>第3条 団員の定数は100名以内とする。</u>
<u>(2) 区域 藤井寺市全域</u>	<u>(任免)</u>
	<u>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は市長が、その他の団員にあっては団長が市長の承認を得て、次の各号の資格を有する者の中からこれを任命する。</u>
	<u>(1) 本市に居住する年令満20才以上50才未満の男子であること。ただし、団長及び副団長にあっては、特に必要があると認めたときはこの限りでない。</u>
	<u>(2) 志操堅固、身体強健であって団員としてその職務の遂行に支障のない者であること。</u>
	<u>第5条 次の各号に該当する場合は団員としての資格を失う。</u>
	<u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまで。</u>
	<u>(2) 本市又は所属分団の区域外にその居住を転じたとき。</u>

改正後	改正前
	<p><u>2 次の各号の一に該当する団員に退職を命ずることがある。</u></p> <p>(1) <u>身心の故障により職務に堪えないと認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>職務上義務に違反し、又は義務を怠ったとき。</u></p> <p>(3) <u>職務の内外を問わず団員としてふさわしくない行為のあったとき。</u></p>
	<p><u>(退職)</u></p> <p><u>第6条 団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者にその承認を受けなければならない。</u></p>
	<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第7条 団員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>
	<p><u>第8条 前条の団員に欠員を生じ、新たに任命せられた者の任期は前任者の残任期間とする。</u></p>
	<p><u>(服務)</u></p> <p><u>第9条 消防団は消防長の所轄の下に行動し、消防長の命令があるときは、その区域外においても業務に従事しなければならない。</u></p>
	<p><u>第10条 団長は、団員を総括し、指揮監督して法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、団務を掌りその責に任じる。</u></p> <p><u>2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p><u>3 団長、副団長ともに事故があるときは、分団長がその職務を代行する。</u></p> <p><u>4 前2項の代職は、団長があらかじめ定める順位により行う。</u></p> <p><u>5 分団長及び班長は、上長の命を受け所属団員を指揮してその職を行う。</u></p>
	<p><u>(規律)</u></p> <p><u>第11条 団員は、次の各号を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>住民に対し、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に対しては専心してこれに当たる心構えを持たなければならない。</u></p> <p>(2) <u>規律を厳守し、上長の指揮命令のもと上下一体事に当たらなければならぬ。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(3) 上下同僚間は相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。</p> <p>(4) 職務に関し金品の贈与若しくは供応を受け、又はこれを請求してはならない。</p> <p>(5) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>(6) 消防団又は団員の名義をもって、特定の政党その他の政治団体を支持し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは合議に関与してはならない。</p> <p>(7) 服務中は持ち場を離れてはならない。</p> <p>(表彰)</p> <p>第12条 市長は、消防団又は団員が任務遂行にあたり功労特に抜群と認めるとときは、団長の内申によりこれを表彰する。</p> <p>2 団長は、団員を表彰する事ができる。</p> <p>(施行規則)</p> <p>第13条 この条例の施行についての必要な事項は別に規則で定める。</p> <p>(条例の廃止)</p> <p>第14条 この条例の公布により藤井寺市消防団条例（昭和34年7月条例第15号）は廃止する。</p>

議案第 51 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条及び第19条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要</p>

改正後	改正前
<p>する費用を除く。) のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条及び第19条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p><u>（低所得者の保険料の減額）</u></p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</u></p> <p>第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条</p>	<p>する費用を除く。) のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p><u>（保険料の減額）</u></p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後	改正前
又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。	
2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。	
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。	
4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額したものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。	
5 第13条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。	
6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」と、第5項中「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。	

議案第 52 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第4章 雜則（第53条）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>（内容及び手續の説明及び同意）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>（1）電子情報処理組織（特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により</p>

改正後	改正前
	<p><u>一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第38条 (略)	<p><u>2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」とする。</u></p>
(特定教育・保育施設等との連携)	(特定教育・保育施設等との連携)
第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下の項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を 行う 保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	<p><u>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下の項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) · (2) (略)</u></p> <p><u>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた</u></p>

改正後	改正前
<p>満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができます。</p> <p>（1） 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>（2） （略）</p> <p>5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>6～9 （略）</p>	<p>満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができます。</p> <p>（1） 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>（2） （略）</p> <p>5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>6～9 （略）</p>
<u>第4章 雜則</u>	
<u>（電磁的記録等）</u>	
<p>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）によ</p>	

改正後	改正前
<p>り行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを作成する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>4 <u>特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p>	
<p>5 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>6 <u>第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p>	

議案第 53 号

藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部改正について

○藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例（平成 7 年藤井寺市条例第 25 号） 新旧対照表

改正後			改正前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。			第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。		
(略)			(略)		
藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場	東側自動車駐車場	藤井寺市藤井寺 1 丁目 846 番 8	藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場	平面自動車駐車場	藤井寺市藤井寺 1 丁目 846 番 8
	西側自動車駐車場	藤井寺市藤井寺 1 丁目 846 番 5		立体自動車駐車場	藤井寺市藤井寺 1 丁目 846 番 5
	自転車等駐車場	藤井寺市藤井寺 1 丁目 846 番 5		自転車等駐車場	藤井寺市藤井寺 1 丁目 846 番 5
(略)			(略)		
(駐車車両の種類)			(駐車車両の種類)		
第 3 条 駐車場に駐車できる駐車車両の種類は、次のとおりとする。			第 3 条 駐車場に駐車できる駐車車両の種類は、次のとおりとする。		
駐車場	駐車車両の種類	備考	駐車場	駐車車両の種類	備考
(略)			(略)		
自転車等駐車場	原動機付自転車 自転車 身体障害者用の車	道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 1 条第 1 項に規定するもの 道路交通法（昭和 35 年法律第 10	自転車等駐車場	原動機付自転車 自転車 身体障害者用の車	道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 1 条第 1 項に規定するもの 道路交通法（昭和 35 年法律第 10

改正後		改正前
椅子	5号) 第2条第1項第11号の2及び第11号の3に規定するもの	いす 5号) 第2条第1項第11号の2及び第11号の3に規定するもの
(使用許可)		(使用許可)
第6条 駐車場を使用しようとする者は、 <u>規則に定めるところにより</u> 、指定管理者に <u>申請</u> し、その許可を受けなければならない。		第6条 駐車場を使用しようとする者は、 <u>あらかじめ</u> 、指定管理者に <u>申請書を提出</u> し、その許可を受けなければならない。
2 (略)		2 (略)
3 指定管理者は、 <u>第1項の使用許可を受けた者</u> （以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。		3 指定管理者は、 <u>使用者</u> がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。
(入出場の制限)		(入出場の制限)
第7条 駐車車両を駐車場に入場させ、又は出場させることができる時間は、次の各号に定めるところによる。		第7条 駐車車両を駐車場に入場させ、又は出場させることができる <u>日及び時間</u> は、 <u>別表第1のとおり</u> とする。
(1) 藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場 終日		
(2) 藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場 午前4時50分から翌日午前0時50分まで		
(使用料)		(使用料)
第8条 藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場の使用者は、別表第1に定める使用料を指定管理者に納付しなければならない。		第8条 第6条第1項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を使用の許可の際に指定管理者に納付しなければならない。ただし、藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の自動車の一時使用の場合にあっては、退場の際に納付するものとする。
2 指定管理者は、必要があると認めるときは、別表第1の使用料の額から100分の10以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。		2 指定管理者は、必要があると認めるときは、別表第2の使用料の額から100分の10以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。
3 既納の使用料は、 <u>還付</u> しない。ただし、規則で定める場合においては、その全部又は一部を <u>還付</u> することができる。		3 既納の使用料は <u>返還</u> しない。ただし、規則で定める場合においては、その全部又は一部を <u>返還</u> することができる。
4 (略)		4 (略)
(利用料金)		(利用料金)
第9条 藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の使用者は、当該駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならぬ		第9条 市長は、駐車場の使用に係る使用料（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

改正後	改正前																						
<p>い。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第2に掲げる料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金の額から100分の10以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。</p> <p>5 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>6 前条第3項及び第4項の規定は、利用料金の還付及び免除について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第11条 使用者は、駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めしたこと。</p> <p>(賠償責任等)</p> <p>第13条 駐車場の施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>別表第1 (第8条関係)</u> 藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場</p>	<p>2 利用料金の額は、別表に掲げる使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前条第3項及び第4項の規定は、利用料金の返還及び免除について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第11条 使用者は、駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めしたこと。</p> <p>(賠償責任等)</p> <p>第13条 駐車場の施設若しくは付属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>別表第1 (第7条関係)</u> 入出場時間</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">一時使用</th> <th colspan="2">定期使用</th> </tr> <tr> <th>車両区分</th> <th>1回</th> <th>1か月</th> <th>3か月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>150円</td> <td>2,300円</td> <td>6,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	一時使用		定期使用		車両区分	1回	1か月	3か月	自転車	150円	2,300円	6,500円		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>入出場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場</td> <td>平面自動車駐車場</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>立体自動車駐車場</td> <td>午前4時50分から翌日午前0時50分まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称		入出場時間	藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場	平面自動車駐車場	終日	立体自動車駐車場	午前4時50分から翌日午前0時50分まで
使用区分		一時使用		定期使用																			
	車両区分	1回	1か月	3か月																			
自転車	150円	2,300円	6,500円																				
名称		入出場時間																					
藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場	平面自動車駐車場	終日																					
	立体自動車駐車場	午前4時50分から翌日午前0時50分まで																					

改正後				改正前		
原動機付自転車	200円	2,900円	8,300円		自転車等駐車場	午前4時50分から翌日午前0時50分まで
身体障害者用の車椅子		無料		藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場	自転車等駐車場	午前4時50分から翌日午前0時50分まで

備考

- 1 一時使用とは、当日1回についての使用的都度、使用料を納付するものをいう。この場合において、当日とは、午前4時50分から翌日の午前0時50分までとする。
- 2 定期使用とは、1か月（月の初日から末日までをいう。）、3か月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、継続して使用するために一括して使用料を納付するものをいう。

別表第2（第9条関係）

藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場

1 自動車駐車場

使用区分	一時使用			定期使用	
	1時間未満	1時間（1時間未満は1時間とする。）を超えるごとに	入庫後24時間以内の上限額	1か月	3か月
料金	300円	150円	800円	14,000円	42,000円

2 自転車等駐車場

使用区分	一時使用	定期使用
------	------	------

別表第2（第8条関係）

1 自動車駐車場使用料

(1) 平面駐車場

使用区分	昼間				夜間
	一時使用		定期使用		
1時間未満	1時間（1時間未満は1時間とする。）を超えるごとに	1箇月	3箇月	1時間につき	
料金	300円	150円	14,000円	42,000円	100円

(2) 立体駐車場

使	昼間	夜間
---	----	----

改正後				改正前									
車両区分	1回	1か月	3か月	用区分	一時使用		定期使用						
自転車	150円	2,300円	6,500円	1時間未満	1時間 (1時間未満は1時間とする。)を超えるごとに		1箇月	3箇月		一泊につき			
原動機付自転車	200円	2,900円	8,300円										
身体障害者用の車椅子	無料			料金	300円	150円	駐車可能場所	全階	11,000円	駐車可能場所	全階	33,000円	400円
							2・3階のみ	6,000円		2・3階のみ	18,000円		

備考

1 一時使用とは、当日1回についての使用的都度、利用料金を納付するものをいう。この場合において、当日とは、入庫後24時間とする。

2 定期使用とは、1か月（月の初日から末日までをいう。）、3か月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、継続して使用するために一括して利用料金を納付するものをいう。

備考

1 「昼間」とは午前4時50分から翌日の午前0時50分まで、「夜間」とは午前0時50分から午前4時50分までをいう。ただし、1月1日から同月3日までの日において、「昼間」とは午前8時から午後8時まで、「夜間」とは午後8時から翌日の午前8時までをいう。

2 定期使用とは、1箇月（毎月1日から末日までをいう。）、3箇月（毎月1日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、昼間に継続して使用するために一括して使用料を納付するものをいう。

3 平面駐車場の定期使用は、立体駐車場においても使用することができる。

2 自転車等駐車場使用料

使用区分	一時使用	定期使用
------	------	------

改正後	改正前		
車両区分	1回	1箇月	3箇月
自転車	150円	2,300円	6,500円
原動機付自転車	200円	2,900円	8,300円

備考

1 一時使用とは、当日1回についての使用の都度、使用料を納付するものをいう。ただし、当日とは、午前4時50分から翌日の午前0時50分までとする。

2 定期使用とは、1箇月（毎月1日から末日までをいう。）、3箇月（毎月1日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、継続して使用するために一括して使用料を納付するものをいう。

3 身体障害者用の車いすについては、使用料は、徴収しない。

議案第 54 号

藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第26号） 新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第2条の2）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u> （第3条—第10条）	第2章 歩道等（第3条—第10条）
第3章 <u>立体横断施設の構造</u> （第11条—第16条）	第3章 立体横断施設（第11条—第16条）
第4章 <u>乗合自動車停留所の構造</u> （第17条・第18条）	第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）
第5章 <u>自動車駐車場の構造</u> （第19条—第29条）	第5章 自動車駐車場（第19条—第29条）
第6章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u> （第30条—第40条）	第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条—第33条）
第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> （第41条—第44条）	
 （定義）	 （定義）
第2条 この条例における用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。	第2条 この条例における用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。
 （災害等の場合の適用除外）	
第2条の2 <u>災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備について</u> は、この条例の規定によらないことができる。	
 第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造	 第2章 歩道等
 （歩道）	 （歩道）
第3条 道路（ <u>自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。</u> 。）には、歩道を設けるものとする。	第3条 道路（ <u>自転車歩行者道を設ける道路を除く。</u> 。）には、歩道を設けるものとする。

改正後	改正前
<p>(有効幅員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>4 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>5 <u>歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>(舗装)</p> <p>第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>(勾配)</p> <p>第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p><u>第3章 立体横断施設の構造</u></p> <p>(エレベーター)</p>	<p>(有効幅員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>(舗装)</p> <p>第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>(勾配)</p> <p>第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p><u>第3章 立体横断施設</u></p> <p>(エレベーター)</p>

改正後	改正前
<p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は、1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 篠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する<u>設備</u>が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 篠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(9) 篠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>を設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(傾斜路)</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント<u>以下</u>とすることができます。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は、1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 篠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 篠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(9) 篠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>を設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(傾斜路)</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。<u>以下同じ。</u>）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント<u>以上</u>とすることができます。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>第4章 乗合自動車停留所の構造</u> <u>第5章 自動車駐車場の構造</u> <u>第6章 旅客特定車両停留施設の構造</u></p> <p><u>(通路)</u></p> <p><u>第30条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</u></p> <p class="list-item-l2">ア <u>有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p class="list-item-l2">イ <u>自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>3 <u>旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体</u></p>	<p><u>第4章 乗合自動車停留所</u> <u>第5章 自動車駐車場</u></p>

改正後	改正前
<p>的に利用される他の施設のエレベーター（第32条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第33条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</p>	
<p>4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。</p>	
<p>(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p>	
<p>(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。</p>	
<p>ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとすること。</p>	
<p>イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>	
<p>(出入口)</p>	
<p>第31条 移動等円滑化された通路と公用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。</p>	
<p>(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</p>	
<p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p>	
<p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とできることができる。</p>	
<p>イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p>	
<p>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p>	
<p>(エレベーター)</p>	
<p>第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造と</p>	

改正後	改正前
<p>するものとする。</p> <p>(1) 筐の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、筐の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する筐の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 筐及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 筐内に、車椅子使用者が乗降する際に筐及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。</p> <p>2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。</p> <p>3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、筐の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>（傾斜路）</p> <p>第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができます。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。</p>	

改正後	改正前
<p><u>(エスカレーター)</u></p> <p><u>第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することができない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</u></p>	
<p><u>2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。</u></p>	
<p><u>3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。</u></p>	
<p><u>(階段)</u></p>	
<p><u>第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。</u></p>	
<p><u>(乗降場)</u></p>	
<p><u>第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができます。</u></p> <p><u>(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構</u></p>	

改正後	改正前
<p>造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができます。</p> <p>(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p>	
<p><u>(運行情報提供設備)</u></p> <p>第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	
<p><u>(便所)</u></p> <p>第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する道路」とあるのは「移動等円滑化された道路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。</p>	
<p><u>(乗車券等販売所、待合所及び案内所)</u></p> <p>第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>（ア） 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>（イ） 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p>	

改正後	改正前
<p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。</p> <p>3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。</p> <p><u>(券売機)</u></p> <p>第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p>	

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第41条 (略)

2 (略)

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第30条 (略)

2 (略)

改正後	改正前
<p><u>6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。</u></p> <p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <p><u>第42条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>(休憩施設)</p> <p><u>第43条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適當な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付</u></p>	<p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <p><u>第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(休憩施設)</p> <p><u>第32条 歩道等には、適當な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>

改正後	改正前
<p>近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。</p> <p>(照明施設)</p> <p><u>第44条</u> 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等</u>及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、<u>自動車駐車場</u>及び<u>旅客特定車両停留施設</u>の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>	<p>(照明施設)</p> <p><u>第33条</u> 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>

